

## 原子力災害対策指針の概要 (「原子力災害対策指針」を基に関連する項目を一部抜粋し作成)

### ①原子力災害医療の実施体制

	国		立地道府県等	
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>国は、下記に示す医療機関等の施設要件を定めるとともに、定期的な見直しを図ること。</li> <li>国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行うこと。</li> <li>また、おおむね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。</li> <li>立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、拠点病院や協力機関等との相互の通信手段、搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。</li> <li>立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。</li> <li>立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。</li> </ul>	
	高度被ばく医療支援センター	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。</li> </ul>

### ②原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

	国	高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター	立地道府県等	拠点病院
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地道府県等又は拠点病院が行う、原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等により支援をすること。</li> <li>基礎的及び実践的な研修にかかる資料については、定期的に見直しを行うこと。</li> <li>全国の医療関係者等に対する研修体制も考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。</li> <li>国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、適切な講師を派遣すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修を実施すること。</li> <li>立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、実践的な研修・訓練を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的実施すること。</li> </ul>

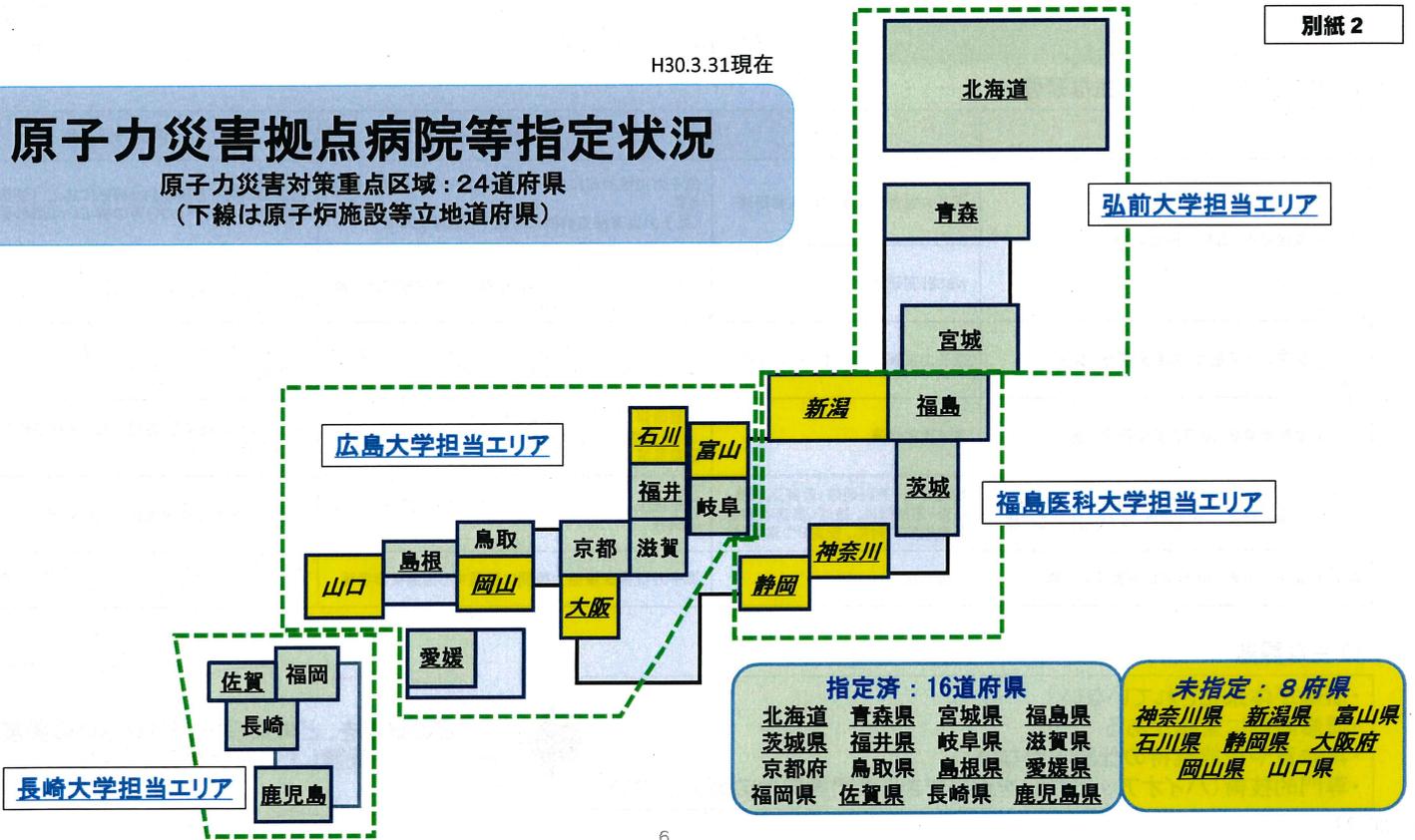
原子力災害拠点病院等の施設要件の概要  
 (「原子力災害拠点病院等の施設要件」を基に一部抜粋し作成)

	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害医療協力機関
指定等主体	・自治体	・国	・国	・自治体
診療機能	・汚染の有無にかかわらず傷病者に対する高度診療 ・OIL4超傷病者に対する線量測定/除染処置 ・被ばく傷病者等に対する線量測定/集中治療 等	・長期/専門的治療を要する内部被ばく患者の診療/長期経過観察 ・除染困難で二次汚染等を起こす可能性がある被ばく患者の診療	【拠点病院の診療機能に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療 ・被ばく傷病者に対する高度救命救急医療(骨髄移植、重傷熱傷等を含む)	【以下に掲げる機能のうち、1項目以上を実施】 ・汚染等傷病者の初期診療及び救急診療 ・被災者に対する放射性物質による汚染の測定 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有/派遣
医療連携	・原子力災害医療協力機関からの被ばく傷病者等受入れ ・高度被ばく医療支援センター等への患者搬送 ・原子力災害医療派遣チームの支援の受入れ	・拠点病院で対応困難な被ばく患者受入れ ・拠点病院等への専門的助言 ・拠点病院等の患者に対する高度専門的な物理学的/生物学的個人線量評価の実施	・拠点病院で対応困難な被ばく患者受入れ ・拠点病院等への専門的助言	・救護所への医療チーム(又は医療関係者)の派遣 ・避難地域時検査実施のための検査チームの派遣 ・立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 ・その他、原子力災害発生時に必要な支援
医療従事者	・救急/災害医療の専門的知識/技能を有する医師 ・被ばく医療の専門的知識/技能を有する医師 ・放射線防護をした上で必要な看護可能な看護師 ・専門家の指示により線量評価等が行える者 ・除染処置に対し専門的知識/技能を有する者 等	・長期/専門的治療を有する内部被ばく患者の診療等が行える医師 ・除染困難で二次汚染等を起こす可能性がある者の診療が行える医師 ・線量評価に対し専門的知識/技能を有する者 等	【拠点病院の診療従事者に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療について、専門的知識/技能を有する医師	・機能に必要な人員等が配置されていること
施設	・除染室 ・被ばく傷病者等に対して救急処置を行う処置室 ・被ばく傷病者等に対して入院治療が行える病室	【拠点病院の施設に以下を追加】 ・長期経過観察/入院治療等が行える病室 ・教育/訓練施設	【拠点病院の施設に以下を追加】 ・高線量被ばく傷病者の診療に使う無菌室 ・教育/研修施設	・機能に必要な施設・設備等が整備されていること
設備備品等	【救急/災害医療に必要な設備等に以下を追加】 ・放射線防護に必要な資機材 ・放射線測定機器(外部被ばく/内部被ばく評価*等) ・被ばくの診療に必要な設備及び医薬品(KI等) ・除染するために必要な資機材 ・汚染物の一時保管庫、災害時の通信回線 等	【拠点病院の設備等に以下を追加】 ・内部被ばくの詳細な線量評価等に必要な体外計測機器/資機材 ・アクチニドを含む内部被ばく線評価等に必要な機器/資機材 ・生物学的線量評価に必要な機器/資機材 等	【拠点病院の設備等と同等】	・機能に必要な施設・設備等が整備されていること
研修訓練	・自施設職員/管轄内の原子力災害医療協力機関の職員等、自施設以外の関係者に対する研修を定期的に実施 ・訓練の定期的開催 ・立地道府県等の訓練の参加	・自施設職員への研修/訓練の実施 ・汚染拡大防止、放射線防護、被ばく線量評価等の高度専門的研修の実施 ・拠点病院の中核人材等に対する研修の実施 ・原子力災害医療派遣チームに対する研修の実施 等	・自施設職員への研修/訓練の実施 ・原子力災害医療派遣チームに対する研修の実施	・自施設職員への研修の実施、又は拠点病院等が実施する研修への参加 ・自施設職員への訓練の実施、又は拠点病院等が実施する訓練への参加
連携体制	・立地道府県等と協力し、関係機関等とのネットワーク構築	・関連機関との全国的なネットワークの構築 ・専門家の人材ネットワークの活用体制の構築	・原子力災害拠点病院等との派遣調整にかかる全国規模の連携/協力的体制の構築 ・関連機関との全国的なネットワークの構築	・立地道府県等が行う原子力災害対策に協力 ・原子力災害拠点病院が構築する災害医療体制ネットワークに積極的に参画
派遣チーム	・原子力災害医療派遣チームの保有	・専門派遣チームの保有	・原子力災害医療派遣チームの保有	※ 該当する施設のみ

H30.3.31現在

# 原子力災害拠点病院等指定状況

原子力災害対策重点区域：24道府県  
(下線は原子炉施設等立地道府県)



## 研修の現状

別紙 3

### ○ 現在実施されている主な研修

	実施主体	研修名	対象	研修目的・内容
原子力規制庁委託事業	高度被ばく医療支援センター	原子力災害時医療中核人材研修	原子力災害対策について、地域の中心的な役割を担う者 (原子力災害拠点病院に所属する医療従事者)	放射線に関する基礎的な研修に加え、「関係法令／制度」「メンタルヘルス」等の幅広い知識の習得
		WBC計測研修	線量評価を行う者 (原子力災害拠点病院等に所属する放射線防護に携わる診療放射線技師等)	ホールボディカウンター等の放射線測定機器を用いた検査及び線量測定に関する知識及び技術の習得
	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害医療派遣チーム研修	原子力災害時に派遣される医療チーム(原子力災害拠点病院等に所属する医療従事者等)	派遣先での医療活動、個人防護、放射線測定、除染に関する知識及び技術の習得
	委託事業者(原子力安全研究協会)	講師養成講座	基礎研修、実践研修を受講した者 (医療機関に所属する医療従事者、消防関係者、行政職員等)	(自治体が実施する)基礎研修、実践研修を講義する講師の養成
内閣府による 財政支援等	自治体(原子炉施設等立地道府県及びその他重点区域内の道府県)等が実施する研修	基礎研修、実践研修(避難退域時検査・簡易除染、被ばく傷病者搬送、医療機関の対応、安定ヨウ素剤等)	医療機関に所属する医療従事者、消防関係者、行政職員等	各項目に関する知識及び技術の習得
	原子力災害拠点病院が実施する研修	基礎研修	原子力災害医療協力機関に所属する医療従事者等	放射線／放射線影響に関する基本的な知識及び放射線測定機器の取扱い方法の習得

### ○ 主な課題

- ・研修が体系化されていない
- ・研修内容に重複がある
- ・再教育や技能維持の仕組みがない
- ・専門的技術(バイオアッセイ等)を習得できる専門者向けの研修がない

どの研修を、どの順番で、どれくらいの頻度で受講したら良いか分からない

# 見直しの方向性

別紙 4

## 現在の体制



支援

### 原子力災害拠点病院

原子力災害医療協力機関の職員等への研修実施

協力

協力

協力

### 原子力災害医療協力機関

27/27

## 見直し後の体制



支援

### 原子力災害拠点病院

原子力災害医療協力機関の職員等への研修実施  
又は立地道府県等が実施する研修に協力

協力

協力

協力

### 原子力災害医療協力機関

原子力災害対策指針  
見直し

8